

スマートフォン設定サポート個別規約

第1条（規約の構成）

当社は、KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約に基づき、スマートフォン設定サポート個別規約（以下、本個別規約とします）を定めます。

当社は本個別規約および KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約に基づき、お客様が所定の申込書等で指定したお客様の au スマートフォン又はタブレット端末等のデバイス（以下「対象スマートフォン等」といいます）に対して、スマートフォン設定サポート（以下、本サービス）を提供します。

第2条（本サービスの提供内容）

当社は、お客様に対して、お客様が申込書において選択した項目を提供するものとします。なお、本サービスの提供内容および納品までの期間は、お客様と当社との間で事前に取り決めるものとします。

2 当社は、当社又は当社が別途指定する場所において本サービスを提供するものとします。

第3条（申込みの承諾通知）

お客様が当社に申込書を提出いただき、当社が本サービスの利用申込みを承諾した時点で契約が成立するものとし、別途、承諾の通知はしないものとします。

本契約成立後は理由の如何に関わらず、お申込内容の変更を行うことはできません。

第4条（申込みの不承諾）

KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約に定める場合のほか、既に出荷済みの対象スマートフォン等を対象とした本サービスの申込みは承諾しないことがあります。

第5条（本サービスの料金等）

本サービスの料金は、当社が別に定めるとおりとし、お客様は、お客様が申込書において選択した項目の本サービスに係る料金（以下「本サービス料金」といいます。）を当社に支払うものとします。

2 本サービスの作業内容によっては、新規出荷時において、本サービスの作業中に au 料金が発生する場合があります。

第6条（損害賠償額の上限）

KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約第 17 条第 2 項の定めにかかわらず、当社が賠償するお客様の損害は、損害賠償請求の原因となった本サービスの提供対象の対象スマートフォン等の購入金額に当該本サービスに係る本サービス料金を加算した額を上限とします。但し、当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合は、この限りではありません。

第7条（本個別規約の変更）

当社は、本個別規約の変更が合理的に必要となった場合、本個別規約を変更する場合があります。この場合本サービスは、変更後の規約の定めによります。なお、当社は、変更後の本個別規約及びその効力発生

時期を、当社の指定するホームページ等において周知するものとし、変更後の本個別規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。

付則（実施時期および改正履歴）

本個別規約は平成 23 年 5 月 19 日より実施します。

【平成 23 年 11 月版】 この改正規定は平成 23 年 11 月 21 日より実施します。

【令和 2 年 3 月版】 この改正規定は令和 2 年 3 月 31 日より実施します。